



議案第二百二十八号

専決処分について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同法同条第三項の規定により、これを本議会に報告して承認を求むる。

昭和五十一年十二月二十三日

三朝町 松村喬成

昭和五拾五年十二月廿五日 承認

三朝町議会議長牧田積

専決第七号

専決処分書

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定により、吉田地区ほ場整備工事請負契約の締結についての一部変更について、次のとおり専決処分をする。

昭和五十一年十一月二十七日

三朝町長 松村 喬 成

吉田地区ほ場整備工事請負契約の締結についての一部変更について

昭和五十一年九月二十二日三朝町議会において議決を得た議案第九十号吉田地区ほ場整備工事請負契約の締結についての一部を次のとおり改めるものとする。

五 工事完成期限中「昭和五十一年十二月二十五日」を「昭和五十二年三月二十五日」に改める。